4　営業時間（指定児童発達支援事業所（指定通所基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5　指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第２項（指定通所基準第54条の５において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

6　削除

4　指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5　指定通所基準附則第３条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき277単位を所定単位数から減算する。

6　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（指定通所基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴	利用定員が30人以下の場合	68単位
⑵	利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
⑶	利用定員が41人以上50人以下の場合	41単位
⑷	利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
⑸	利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
⑹	利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
⑺	利用定員が81人以上の場合	22単位

ロ　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴	利用定員が20人以下の場合	102単位
⑵	利用定員が21人以上30人以下の場合	68単位
⑶	利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
⑷	利用定員が41人以上の場合	41単位

ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴	利用定員が20人以下の場合	102単位
⑵	利用定員が21人以上の場合	68単位